

中小印刷業の労働安全衛生管理

化学物質が原因とされる胆管がんを元従業員が発症・死亡し、遺族が労災申請する事案が報道されました。法令を遵守し、従業員の健康と安全を守ることは企業の責務です。労働安全衛生管理上、溶剤の種類毎の取扱いをまとめましたので、各社で点検して下さい。

1. 有機溶剤中毒予防規則（有機則）・特定化学物質障害予防規則（特化則）点検項目

ご使用の溶剤の MSDS（製品安全データシート）等で別表「有機則、特化則、がん原性指針に該当する化学物質一覧」の含有物質の有無を確認し、下記の項目を点検して下さい。

有機則に該当する化学物質を含有する溶剤を使用している事業者

- 有機溶剤を使用する事業者は、企業規模を問わず、「有機溶剤作業主任者」を選任し、有機溶剤の取扱い上の注意や人体に及ぼす影響を作業場に掲示し、色表示（第1種＝赤、第2種＝黄、第3種＝青）で管理する。また、労働安全衛生法上、従業員規模に応じて、安全衛生推進者、安全管理者、衛生管理者、衛生委員会、産業医を設置する。
- 第1・2種有機溶剤を使用する際は、局所またはプッシュプル型排気装置で排気を行う。排気装置がない場合は、作業者に保護具（送気・防毒マスク、保護手袋等）を着用させる。また、6か月毎に作業環境測定士による気中濃度の測定や「有機溶剤健康診断」を実施し、労働基準監督署に診断結果報告書を提出する。（記録3年間保存）
- 第3種有機溶剤を使用する際は、滞留を防ぐために全体換気装置で換気を行う。

特化則に該当する化学物質を含有する溶剤を使用している事業者

- 特化則溶剤を使用する事業者は、企業規模を問わず、「特定化学物質作業主任者」を選任する。また、労働安全衛生法上、従業員規模に応じて、安全衛生推進者、安全管理者、衛生管理者、衛生委員会、産業医を設置する。
- 第1・2類特化則溶剤を使用する際は、局所またはプッシュプル型排気装置で排気を行う。排気装置がない場合は、作業者に保護具（送気・防毒マスク、保護手袋等）を着用させる。また、6か月毎に作業環境測定士による気中濃度の測定や「特定化学物質健康診断」を実施し、従業員数50人以上の企業は労働基準監督署に診断結果報告書を提出する。（記録5年間保存）

がん原性指針物質を含有する溶剤を使用している事業者

下記 URL で点検して下さい。

- <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111108-1.html>

2. GP 認定製品（GP 認定洗浄剤等）による代替のご案内

日印産連では、GP 資機材認定制度を2年前に開始し、本年6月現在でメーカー12社の262製品（洗浄剤、現像液等）をGP認定製品として登録している。GP認定製品は、特化則・がん原性指針対象物質を含んでおらず、有機則対象物質も一部の製品で第3種有機溶剤を含んでいるが、多くの製品が有機則・特化則・がん原性指針対象外である。製品はホームページ（<http://www.jfpi.or.jp/greenprinting/system/index.html>）で公開している。

<GP 認定製品一覧（例）>

製品区分	メーカー名	製品名	種類	安衛法(特化則、がん原性指針)	安衛法(有機則)
洗浄剤	●●株式会社	●●●●●	ローラー洗浄剤	非該当	非該当
洗浄剤	株式会社■■■	■■■■■■■	ブラシケット洗浄剤	非該当	第3種有機溶剤

3. 労働安全衛生に関する主な問い合わせ先

- ◆各都道府県労働局及び中央労働災害防止協会各地区安衛センター（労働安全衛生全般）
- ◆各都道府県労働基準協会（有機溶剤作業主任者・特定化学物質作業主任者の資格取得等）
- ◆各事業所の管轄の保健所（有機溶剤・特定化学物質健康診断の受診が可能な病院等）